

登園許可証（医師記入）

練馬白菊幼稚園

幼稚園の生活は、感染症についての配慮が必要な場となります。下記にあります感染症にかかった場合は、学校保健安全法により出席停止となります。医師に治癒したことの認定を受けるまで登園は出来ません。よろしくお願い致します。（学校保健法施行規則第19条及び20条を参考にしています。）

組 名前

✓印	疾患名	登園のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過してから
	インフルエンザ（A・B）	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しん痂皮化してから
	流行性耳腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺・の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱、アデノウイルス等）	主な症状が消え2日経過してから
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （ベロ毒素を生産する 大腸菌O157、O26、O111等）	症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗生物質治療開始から24時間を経て全身状態が良いもの
	流行性嘔吐下痢症 （感染性胃腸炎、ノロ、ロタ等）	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事が食べられること
	新型コロナウイルスによる肺炎	発症から2週間経過、かつ医師により感染の恐れがないと認められるまで

練馬白菊幼稚園 殿

上記の者は、令和 年 月 日に上記の疾患と診断しましたが、集団生活に支障がない状態となったので、令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日 医療機関名

電話番号

医師名

印